

法人の概要

よみがな	しゃかいふくしほうじん あおいとり							
法人名	社会福祉法人 青い鳥							
所在地	横浜市神奈川区西神奈川1丁目9番地の1							
代表者氏名	飯田 美紀							
連絡先	電話045(321)1772 FAX045(321)3037							
設立時期	平成20年4月1日							
沿革	<p>昭和41年 9月 (財法)神奈川児童医療福祉財団を発足、「青い鳥愛児園」設立</p> <p>昭和43年 6月 全国初の民間療育相談機関として「小児療育相談センター」を開設</p> <p>昭和58年12月 (社福)「青い鳥」を設立、青い鳥愛児園を移管</p> <p>昭和60年 8月 南部地域療育センター受託に際し、「青い鳥愛児園」は通園部へ併合</p> <p>平成20年 4月 財団が(社福)新生会へ改組。横須賀市療育相談センターを受託</p> <p>平成22年 4月 「新生会」川崎西部地域療育センターを開設(民設民営)</p> <p>平成24年 4月 「新生会」を母体に「青い鳥」を統合、名称は「青い鳥」を継承</p>							
業務内容及び業務開始時期	<p>横浜市南部、中部、東部地域療育センター 【S60.8、H8.10、H15.9～】</p> <p>横須賀市療育相談センター 【H20.4～】</p> <p>川崎西部地域療育センター 【H22.4～】</p> <p>小児療育相談センター 【S43.6～】【※S45.～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所(児童精神科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、摂食外来、小児神経科ほか) ・児童発達支援センター ・医療型児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・地域支援事業 <p>※児童発達支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援、計画相談支援等を含みます。</p> <p>・診療相談(児童精神科ほか、相談支援、心理相談、療育相談、小児眼科※、視聴覚検診※)</p> <p>その他、別事業所において、発達障害や精神障害などに係る相談や生活支援、就労支援等に応じているほか、平成9年からは、県下での子育てサポート事業運営等にも携わっています。</p>							
常勤職員数	法人全体 414人(詳細は別表のとおり)							
	うち南部地域療育センター職員 67人							
	中部地域療育センター職員 62人(定数外の医療事務職員1人を含みます)							
	東部地域療育センター職員 70人							
平均勤務年数	法人全体の常勤職員 11.6年(令和5年4月1日現在)							
	うち地域療育センターの常勤職員 13.0年							
常勤職員 退職・採用状況 (地域療育センター)			令和2年度(人)		令和3年度(人)		令和4年度(人)	
			採用	退職	採用	退職	採用	退職
	南部地域療育センター		3	1	4	1	2	0
	中部地域療育センター		3	3	4	1	2	4
東部地域療育センター		4	7	1	5	3	4	
納税状況	法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無 有・ (無)							
財政状況			令和2年度決算(円)		令和3年度決算(円)		令和4年度決算(円)	
	総収入額		4,247,910,695		4,361,930,926		4,391,504,105	
	総支出額		4,233,616,690		4,343,917,198		4,373,835,241	
	当期収支差額		14,294,005		18,013,728		17,668,864	
	次期繰越収支差額		718,511,030		736,524,758		754,193,622	
その他特記事項								

(別表)

「常勤職員数」の職種別内訳(令和5年4月1日現在)

(人)

職種	法人全体	うち地域療育センター職員		
		南部地域療育センター	中部地域療育センター	東部地域療育センター
医師(兼 施設長)	6	1	1	1
園長	5	1	1	1
管理課長	5	1	1	1
発達障害児通所支援事業所担当課長	5	1	1	1
事務	28	2	1	2
栄養士	5	1	1	1
運転手	1	1	0	0
ソーシャルワーカー	69	9	6	10
保育士	78	16	14	14
児童指導員	72	16	19	21
心理職	33	6	5	7
理学療法士	12	2	3	3
作業療法士	12	3	2	2
言語聴覚士	12	3	2	2
看護師	18	3	3	4
臨床検査技師	7	1	1	0
医療事務	1	0	1	0
視能訓練士	6	0	0	0
子育てアドバイザー	38	0	0	0
就労支援員	1	0	0	0
計	414	67	62	70

※ 別表の内容は、「常勤職員数」欄に一致します。

※ 「平均勤務年数」は、平成30年4月1日現在の常勤職員について、のべ勤務月数÷常勤職員数÷12＝平均勤務年数で算出してください(小数点第2位四捨五入)。なお、算出上、1月未満の勤務は切り捨てるものとし、のべ勤務月数には算入しないものとします。

*1 職員定数に対し、急な退職が生じた場合は非常勤で対応しています。(医師、臨床心理士)

*2 3療育センターの医療事務員については、契約職員のため定数外ですが加えています。